

第1 事業所税の概要

1 事業所税の創設等について

事業所税は、大都市等における交通、公害等の都市環境の整備に必要な費用を賄うための目的税として昭和50年度に創設されました。

事業所税は、その創設の趣旨から大都市の行政サービスと、そこに所在する事務所または事業所（以下「事業所等」）との受益関係に着目し、これらの事業所等に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積又は支払給与額という外形標準を課税標準として課税するものです。

また、創設時には「事業に係る事業所税」と「新增設に係る事業所税」がありましたが、平成15年度の税制改正により「新增設に係る事業所税」が平成15年3月31日をもって廃止されました。

2 課税団体 【全77団体】

事業所税の課税団体となる指定都市等は次の団体です。 （令和2年7月現在）

- (1) 東京都（特別区の存する区域）〔23区〕 （法第735条）
- (2) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市〔20市〕
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- (3) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地を有する市〔3市〕
川口市、武蔵野市、三鷹市
- (4) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市〔5市〕
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口30万人以上の市で政令で指定する都市〔47市〕
（北海道地方）旭川市
（東北地方） 秋田市、郡山市、いわき市
（関東地方） 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
（中部地方） 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市
（近畿地方） 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、**枚方市**、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
（中国地方） 倉敷市、福山市
（四国地方） 高松市、松山市、高知市
（九州・沖縄地方） 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

（法第701条の31第1項第1号）

3 事業所税の使途

事業所税は、次に掲げる事業に要する費用にあてられます。

(法第701条の73、令56の82)

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

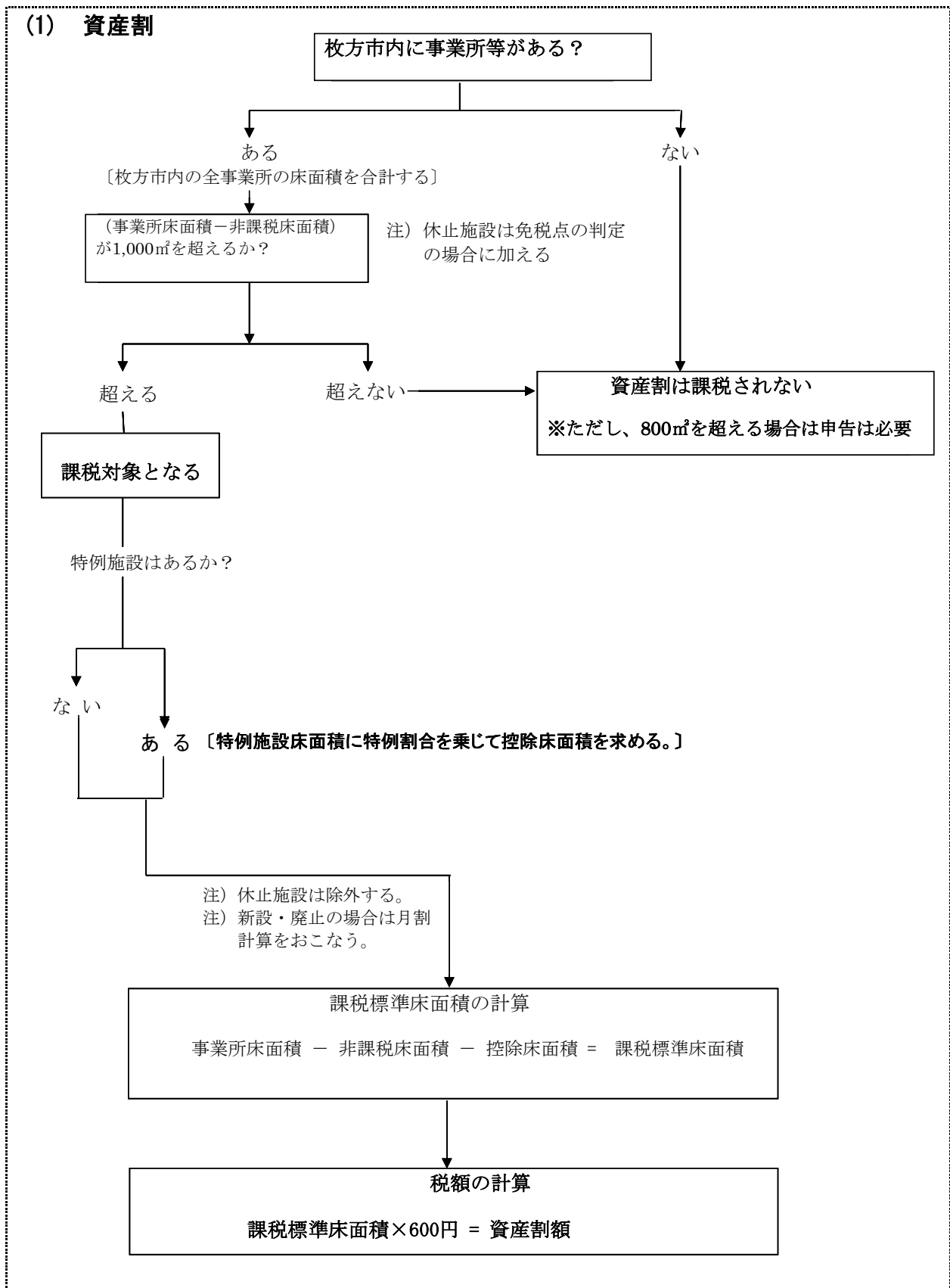
4 事業所税のしくみ

事業所税には資産割と従業者割があります。それぞれについて**枚方市内の全ての事業所等を合算**して、おおむね次のような内容で課税されます。

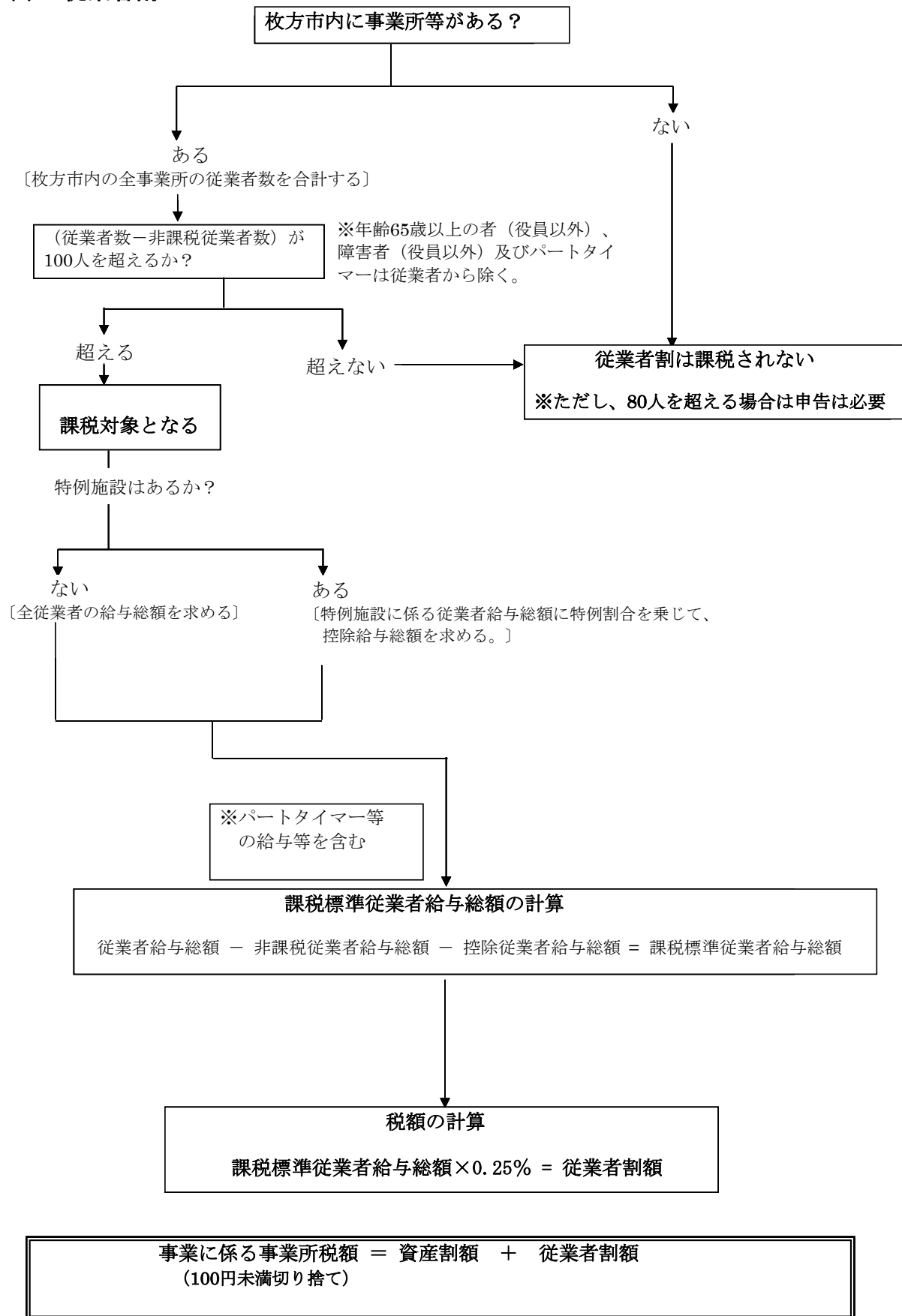
	資 産 割	従 業 者 割
課 税 客 体	枚方市内の事業所等において法人又は個人の行う事業	
納 税 義 務 者	枚方市内の事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所等の用に供する事業所用家屋の延床面積（事業所床面積）	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人 事業年度	
	個人 課税期間（1月1日から12月31日）	
税 率	事業所床面積 1 m²につき年額600円	従業者給与総額の100分の0.25
免 税 点	枚方市内の事業所の床面積の合計が1,000m ² 以下(非課税部分を除く)	
	枚方市内の事業所の従業者数の合計が100人以下(非課税に係る者を除く) ※課税標準の算定期間の末日の現況による。 ※事業所単独では免税点以下であっても、みなし共同事業に該当することにより免税点を超える場合がありますのでご注意ください。(7ページ参照) ※市内の事業所床面積の合計が800平方メートルを超える場合、もしくは従業者の合計人数が80人を超える場合、または前年度課税になっていた場合には、申告書の提出が必要となります。	
納 付 の 方 法	申告納付	
申 告 納 付 期 限	法人 事業年度終了の日から2か月以内	
	個人 翌年の3月15日まで	

【注】 資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要になります。

5 税額計算の流れ



(2) 従業者割



第2 事業所税の課税客体等

1 課税客体

事業所税は、**枚方市内の事業所等において法人又は個人の行う事業**に対して課税されます。

(法第701条の32第1項)

事業所等の意義については、次のとおりです。

(1) 事業所等

事業所等とは、自己の所有に属するものであると否かに関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージ等も事業所等の範囲に含まれます。また、無人倉庫等の人的設備を欠く施設もこれらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。

※「一事業所」・・・一区画を占めて経済活動を行っているものであって、物理的に区切られた単体の事業所用家屋のみを一事業所と言うのではなく、同一敷地内において、同一の事業主が同一の目的を持った経済活動を行っている複数の事業所用家屋が存在する場合には、効用上一体であるとし、それについても一事業所とします。

(2) 事業所等において行われる事業

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係る個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。これには、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものに限らず、その区画外で行われるもの(外交員のセールス活動等)も事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(3) 事業所等に該当しないもの

①	社宅、社員寮などの住宅	人の居住の用に供する性格の強いものは本来、事業所税の課税客体ではありません。
②	設置期間が2~3か月程度の現場事務所、仮小屋など	これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは扱いません。
③	建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの	②と同じく事業に継続性が認められないこと及び最近の大型建設工事の実態を考慮して、②の場合より設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。
④	モデルハウス等	商品見本としての性格が強いものは事業所税の課税客体の範囲から除きます。

2 納税義務者

納税義務者は**枚方市内の事業所等において事業を行う法人または個人**です。

事業所用家屋の所有権との関連は問いません。したがって、貸しビルなど第三者の所有する事業所用家屋を借用して事業を行っている場合は、所有者ではなく、その貸しビル等を借りて事業を行う法人または個人（テナント）が納税義務者になります。

（法第701条の32第1項）

（取通9章三(4)7）

(1) 貸ビル等の場合

貸ビル等については、所有者ではなく、現にそこで事業を行っている入居者が事業所税の納税義務者になりますが、次の場合にご留意ください。

①	入居者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、 <u>名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合（また貸しなどの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。</u>
②	貸ビル等の所有者及び管理者が、当該貸ビル内に事業所等を有する場合は、その事業所についての納税義務者になります。
③	貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。
④	貸ビル等における駐車場の事業主（使用者）については、次のとおり取り扱います。
	<p>ア 駐車場の借り主が事業主となる場合 貸ビル等の入居者が、当該貸ビル等内の駐車場を不動産賃貸契約によって専用借りする場合には、駐車場使用者（入居者）が当該駐車場部分の事業主となります。 なお、駐車場所を指定せずに台数契約を行っている場合でも同様です。</p> <p>イ 駐車場経営者が事業主となる場合 次のように前述ア以外の場合は、駐車場経営者（管理者）が事業主となります。</p> <p>(ア) 貸ビル等の入居者が、当該貸ビル等内の駐車場を駐車場契約によって専用借りする場合</p> <p>(イ) 駐車場専用ビルの駐車場（時間貸し、月極貸しを問いません。）</p> <p>(ウ) 当該貸ビル等内の入居者以外の者に貸し付けている駐車場（時間貸し、月極貸しを問いません。）</p> <p>(エ) 時間貸し等により、不特定多数の者が使用している駐車場</p>

貸ビル等を貸し付けている者は、納税義務はありませんが、当該貸ビル等の床面積その他必要な事項について申告義務があります。申告の際には、「事業所用家屋の貸付状況申告書」により貸付月の翌月末までに申告してください（25ページ参照）。

（法第701条の52第2項）

(2) 人格のない社団等の場合

人格のない（法人でない）社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされて、納税義務者になります。（ただし、非収益事業は非課税となります。）

（法第701条の32第3項）

（法第701条の34第2項）

(3) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて事業所税の納税義務者になります。

（取通9章三(4)7）

(4) 事業を行なう者が単なる名義人の場合

事業所等において、事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合には、事実上その事業を行っている者が事業所税の納税義務者になります。

（法第701条の33）

(5) みなし共同事業の場合

特殊関係者を有する者と特殊関係者（関連会社等）が**同一の家屋**で事業を行う場合、特殊関係者の行う事業を両者の共同事業とみなして、連帯納税義務が課せられます。

（法第701条の32第2項、令第56条の21、令第56条の51第2項）

（令第56条の75第2項、令第5条の1）

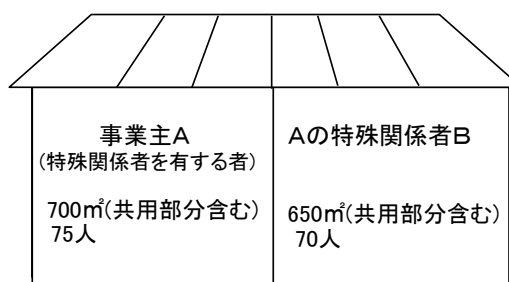
したがって、特殊関係者の行う事業は単独で免税点判定を行います。特殊関係者を有する者となった場合には、その者の事業と特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行うこととなります。**ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せずに単独で行います。**

（例）

右の場合、事業主Aの免税点の判定においては、共同事業とみなされる特殊関係者Bの事業所床面積・従業者数を合算することとなります。

これにより、Aの免税点判定時の事業所床面積は1,350㎡、従業者数は145人となり、資産割、従業者割とも免税点を超えることとなります。

なお、課税標準には特殊関係者Bの分は含めません。



※みなし共同事業の規定から除外される場合

市街地再開発事業により自らの意思と反して施設の建築物の一部で事業を行うことになった場合等では、特別の事情に限って共同事業とみなされない場合があります。（令第56条の21第2項）

・特殊関係者、特殊関係者を有する者について

特殊関係者とは、親族その他の特殊の関係のある**個人又は同族会社**のことをいいます。

また、特殊関係者を有する者とは、これらの特殊関係者を有する**法人又は個人**をいいます。

なお、特殊関係者を有するか否か判定すべき者（以下「判定対象者」といいます。）によって特殊関係者とは、具体的には次の者をいいます。

《 特殊関係者となる個人 》

- 1) 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹（養子縁組を含む。）
- 2) 判定対象者の親族で生計を一にしている個人、又は判定対象者から金銭その他の財産を受けて生計を維持している個人
- 3) 判定対象者の使用人その他の個人（友人等）で、判定対象者から金銭その他の財産を受けて生計を維持している個人
- 4) 判定対象者に金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその者と1)～3)のいずれかに該当する個人
- 5) 判定対象者が**同族会社（法人税法第2条第10号に規定する会社）**である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と1)～4)のいずれかに該当する個人

《 特殊関係者となる法人 》

- 6) 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社（※ 例1 参照）
- 7) 判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主または社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（※ 例2 参照）

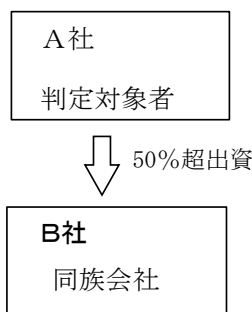
【注】 7)の場合における「その判定の基礎となった株主又は社員」には、次の者を含みます。

ア 「その判定の基礎となった株主又は社員」と1)～4)までに該当する関係がある個人

イ 「その判定の基礎となった株主又は社員」を判定の基礎として同族会社に該当する他社

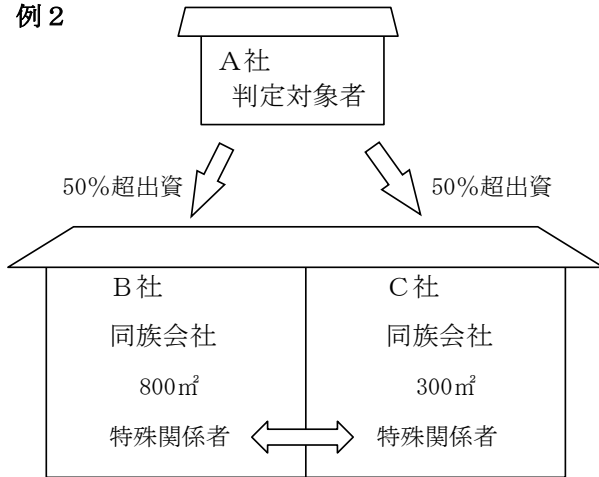
※同族会社・・・株主又は社員及びこれらと親族その他特殊な関係がある者が有する株式の総数又は出資金額の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額に対し一定割合以上占めるため、これらの関係者によって経営が支配されていると認められる会社をいう。具体的には、株主等の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金の100分の50以上に相当する会社であるか否かによって判断する。

例 1



※この事例ではA社から見てB社は特殊関係者になりますが、同族会社であるB社から見たA社は特殊関係者にはなりません。

例 2



※左の事例では、親会社A社を判定対象者としてB社とC社は同族の子会社であり、また互いが特殊関係者になります。

従って、B社とC社の免税点の判定は、双方の床面積の合計（800㎡+300㎡=1100㎡）で行い、B社とC社の課税標準は、それぞれ800㎡と300㎡になります。

(6) 委託事業の場合の納税義務者

委託事業に係る納税義務者は、委託業務の実施の実態（事業所用家屋の使用、管理等の状況）により、現に事業を行っているものを判定する必要があります。

〔例〕 A社は業務の一部をB社に委託し、委託料をB社に支払っています。B社はB社の事務所においてB社の従業員を使用し、受託した事業を行っています。

この場合は、委託事業をB社の事務所及び従業員により行われていることによりB社が納税義務者になります。

なお、A社の事業所等の一部でB社の従業員がこの委託業務を行う場合は、当該委託者であるA社が資産割の納税義務者になります。

（賃貸借契約等により、A社の事業所の一部をB社が占有して使用できる状態の場合はB社が納税義務者となります。）

〔例〕 製造業者(甲)が所有する製品の保管庫(2,000㎡)において、運送業者(乙)が荷役業務を委託されている。

この場合は、乙の行う事業は単なる製品の荷役業務であり、当該保管庫を事業所用の家屋として使用している者は甲になるため、製造業者(甲)が納税義務者になります。

〔例〕 A社は、枚方市内に敷地を賃借して工場を開設しました。この工場の経営は、全面的にB社に委託して、A社の社員はその工場には一人も勤務していない。（工場の建物の所有権はA社にあり、固定資産税もA社で支払っている。）

この場合は、当該事業所において事業を行うものはB社であるから、A社が工場の建物の所有権を有していたとしてもB社の事業の用に供する事業所用家屋としてB社が事業所税の納税義務者になる。

3 課税標準・税率・免税点

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と従業者給与総額を課税標準とする従業者割とで構成され、その合計額で課税されます。各々の課税標準の算出は、**枚方市内のすべての事業所等を合算**して行います。

(1) 資産割

ア 課税標準

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積です。

(法第701条の40第1項)

(法第701条の31第1項第7、8号)

(i) 課税標準の算定期間

- ・法人の場合は、**事業年度**をいいます。
- ・個人の場合は、**個人に係る課税期間**をいいます。個人に係る課税期間とは、**その年の1月1日から12月31日までの期間**をいいます。

【注】 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合や課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合については、(vi)、(vii)を参照してください。

(ii) 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。

(iii) 家屋

事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。

したがって、不動産登記法の建物と原則として意義を同じくしますが、具体的には、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といいます。登記の有無は問わず、未登記の物件も課税対象となります。

(iv) 床面積の算定方法

事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により1㎡を単位として計算します。1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます。

(不動産登記法施行令、不動産登記事務取扱手続準則の規定を参考とします。)

(v) 共用部分がある場合の床面積の算定方法

一の事業所用家屋を二以上の事業主が使用する場合など事業所用家屋に共用部分があるときは、それぞれの者の事業所床面積について次の計算式によって算定します。

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{その者の事業所等部分の延床面積 (その者の専用部分の床面積)} + \text{専ら事業所等の用に供する各共用部分の延床面積の合計 (共用部分の床面積)}}{\frac{\text{その者の事業所部分の延床面積 (その者の専用部分の床面積)}}{\text{各共用部分に対応する事業所部分の延床面積の合計 (各専用部分の床面積の合計)}}} \times$$

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうものです。具体的には、貸ビル等のエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室、パイプスペース、塔屋等をいいます。基本的には入居者全員の共用部分となります。

また、貸しビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は、一般的には管理者の専用部分になります。

共有部分の床面積をそれぞれの入居者で按分計算する場合、入居者が未定の部屋(空室)は入居者がある場合の専用部分同様の取り扱いになります。

(例) 右の場合のAの事業所床面積は次のとおりです。

$$\text{Aの事業所床面積} = A + E \times \frac{A}{A + B + C + D}$$

B	C(空室)	D
E(廊下)[共用部分]		
A		

(vi) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合

6か月決算法人や、年の途中で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の計算で算定して、実質的には課税標準の月割り計算をします。

$$\text{課税標準となる事業所面積} = \frac{\text{※ 課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}}{12} \times \text{課税標準の算定期間の月数}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。(以下(vii)において同じ。)

※算定期間の末日とは、通常その月の月末を言いますが、決算日が末日でない場合は、決算日を末日として月数を計算します。

(vii) 新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の計算式によって月割計算します。

A 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等（Cの場合を除く。）

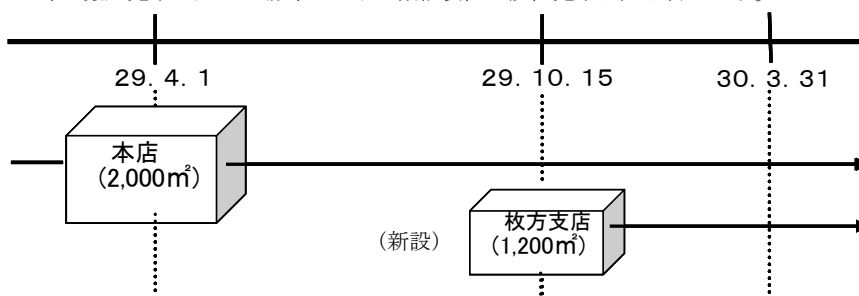
(法第701条の40第2項第1号)

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{12} \times \text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}$$

《 例 》

枚方市内に本店(2,000㎡)を有する 乙会社(3月31日決算)が、事業年度中途の10月15日に枚方支店(1,200㎡)を新設した場合 [事業年度は4月1日から翌年3月31日]

【注】「新設の日」とは、開店・操業に係る準備作業の完了日(事務所・店舗等における什器・備品等の搬入完了日又は工場等における機械装置の設置完了日)を言います。



$$\left(\begin{array}{l} \text{枚方支店に係る} \\ \text{課税標準となる} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) = \frac{1,200\text{㎡}}{12\text{月}} \times \left(\begin{array}{l} \text{10月15日の属する月の翌月(11月)から} \\ \text{3月31日の属する月(3月)までの月数} \end{array} \right) \times 5\text{月} = 500\text{㎡}$$

この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、次のとおりです。

本店・・・2,000㎡

枚方支店・・・500㎡

合計・・・2,000㎡ + 500㎡ = 2,500㎡

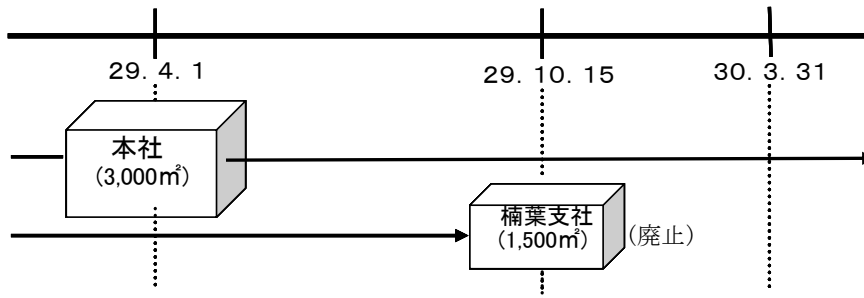
B 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等（Cの場合を除く。）

(法第701条の40第2項第2号)

$$\frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{12} \times \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}$$

《 例 》

枚方市内に本社(3,000㎡)を有する 甲会社(3月31日決算)が、事業年度中途の10月15日に楠葉支社(1,500㎡)を廃止した場合 [事業年度は4月1日から翌年3月31日]



$$\left(\begin{array}{l} \text{楠葉支社に係る} \\ \text{課税標準となる} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) = \frac{1,500\text{㎡}}{12\text{月}} \times \left[\begin{array}{l} \text{算定期間の開始の日の属する月(4月)から} \\ \text{10月15日の属する月(10月)までの月数} \end{array} \right] \times 7\text{月} = 875\text{㎡}$$

この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、次のとおりです。

本社・・・3,000㎡

楠葉支社・・・875㎡

合計・・・3,000㎡ + 875㎡ = 3,875㎡

C 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

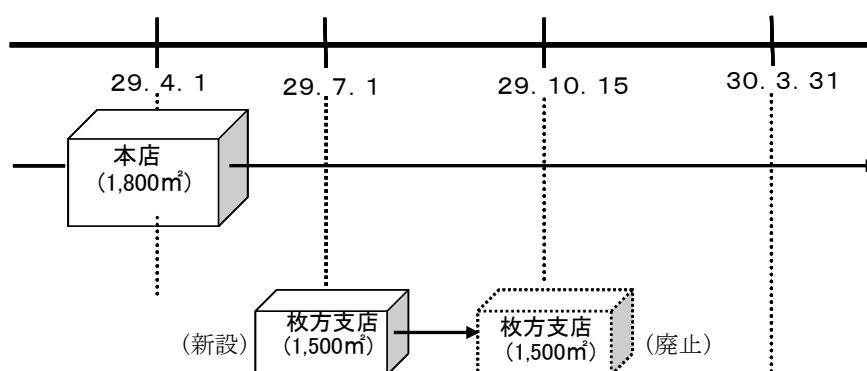
(法第701条の40第2項第3号)

$$\frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{12} \times \text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}$$

《 例 》

枚方市内に本店(1,800㎡)を有する 丙会社(3月31日決算)が、事業年度中途の7月1日に枚方支店(1,500㎡)を新設し、10月15日に当該枚方支店を廃止した場合

[事業年度は4月1日から翌年3月31日]



$$\left(\begin{array}{l} \text{枚方支店に係る} \\ \text{課税標準となる} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) = \frac{1,500\text{㎡}}{12\text{月}} \times \left[\begin{array}{l} \text{7月1日の属する月の翌月(8月)から} \\ \text{10月15日の属する月(10月)までの月数} \end{array} \right] \times 3\text{月} = 375\text{㎡}$$

この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、次のとおりです。

本店・・・1,800㎡

枚方支店・・・375㎡

合計・・・1,800㎡ + 375㎡ = 2,175㎡

【注】 課税標準の算定期間の初日に新設した事業所等及び課税標準の算定期間の末日に廃止した事業所等については、それぞれ課税標準の算定期間を通じて有していた事業所等として取り扱います。

(viii) 事業所等の拡張又は縮小があった場合

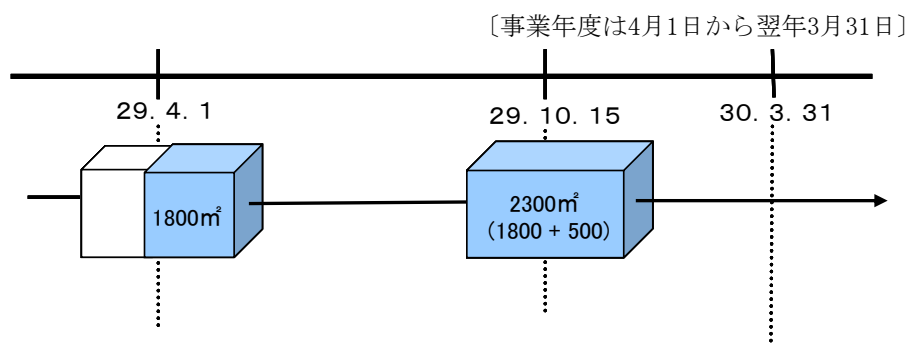
課税標準の算定期間の中に貸ビル等の借り増し又は一部解除を行った場合や、同一敷地内の事業所等を増築又は取り壊した場合等により事業所床面積の増減が生じた場合は、事業所等の新設又は廃止には当たらず、事業所等の拡張又は縮小として取り扱います。

したがって、これらの場合には月割計算を行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等の課税標準になります。

(法第701条の40第1項)

《 例 》

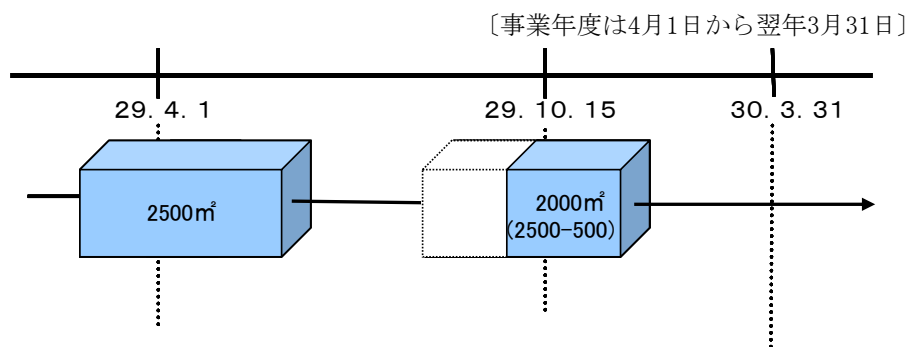
枚方市内の貸しビルにおいて1,800㎡の部屋を借りて事業を行っている甲会社(3月31日決算)は、年度途中の10月15日に更に500㎡の借り増しを行い、2,300㎡になった。



この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、「算定期間を通じて使用された事業所床面積」として2,300㎡の申告となります。

《 例 》

枚方市内の貸しビルにおいて2500㎡の部屋を借りて事業を行っている乙会社(3月31日決算)は、年度途中の10月15日に一部の契約を解除し、2,000㎡になった。



この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、「算定期間を通じて使用された事業所床面積」として2,000㎡の申告となります。

イ 税率

資産割の税率は、**事業所床面積 1㎡につき年600円**です。

(法第701条の42)

ウ 免税点

資産割は、**枚方市内の各事業所等の事業所床面積の合計床面積（非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます。）が1,000㎡以下の場合**には免税点以下となり課税されません。

(法第701条の43)

【注】 免税点の判定は、課税標準の特例適用施設がある場合は、課税標準の特例適用前で行います。

(i) 免税点の判定日

免税点は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により判断します。

(法第701条の43)

【注】 1) 課税標準の算定期間の中途において、全部又は一部の事業所等が廃止された結果、免税点の判定日（課税標準の算定期間の末日）において事業所床面積が免税点以下となった場合には、課税されません。

2) 課税標準の算定期間の中途において、一部の事業所等が廃止された場合でも、免税点判定日において事業所床面積が免税点を超えた場合は、当該廃止された事業所等に係る事業所床面積も課税標準に含まれます。（月割計算）

(ii) 事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前6ヶ月以上連続して休止している場合、その部分の事業所床面積は、免税点判定には含まれますが、課税標準からは除かれます。

エ 事業所等が枚方市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合

事業所等が枚方市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合については、当該事業所等のうち枚方市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する面積が事業所床面積になります。

(2) 従業者割

ア 課税標準

課税標準の算定期間に支払われた従業者給与総額です。

(法第701条の40第1項)

(i) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間については、10ページの(1)ア(i)と同様です。

(ii) 従業者

一般従業者のほか、役員（使用人兼務役員を含みます。）及び日々雇用等の臨時従業者などが従業者に含まれます。ただし、障害者（役員以外）及び年齢65歳以上（役員以外）の者は除かれます。

（障害者とは住民税・所得税における障害者控除の対象範囲に、障害者職業センターにより、知的障害者と判定された者を加えた範囲です。）（令第56条の17）

【注】 申告にあたって、障害者（役員以外）及び年齢65歳以上の者（役員以外）についても、事業所等明細書に含めて記載してください。

・休職中の従業者は、当該休職者に給与等が支払われている場合は従業者に含まれます。

・数社の役員を兼務している者も従業者に含まれます。

その他、従業者の範囲については、20ページの「従業者の範囲等一覧表」を参照ください。

(iii) 従業者給与総額

従業者給与総額とは、従業者に対して支払われた、又は支払われるべき（いわゆる発生主義です。）俸給・給与・賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。

「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当(非課税部分除く)、時間外勤務手当及び現物給与などをいうものですが、退職給与金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる給与等及び役員に対する利益処分による賞与は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法上の事業所得に該当するものも含まれません。

従業者が**※雇用改善助成対象者**（次ページ参照）である場合は、当該従業者に対する支払い給与の**2分の1**に相当する額は従業者給与総額には含まれません。

【注】 申告にあたって、雇用改善助成対象者に対して支払われた給与等（2分の1控除前の給与等）を、事業所等明細書に記載して下さい。

雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

- ・ 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成（特定求職者雇用開発助成金）に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者
- ・ 作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の者
- ・ 一般旅客定期航路事業等離職者の雇入れの促進に関する助成（就職促進給付金）に係る者のうち、雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者

【注】 従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれません。

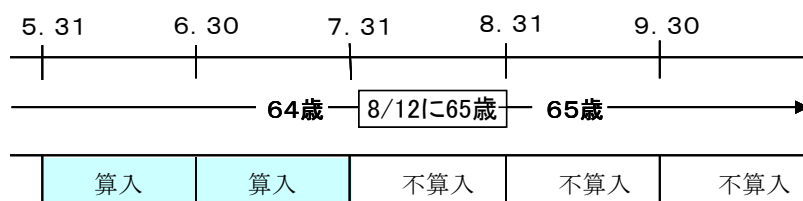
【注】 障害者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定については、これらの者に対し給与等が支払われる時の現況によります。

年の途中で年齢が65歳以上になった場合、障害者又は雇用改善助成対象者に該当することとなった場合の給与等は、次のとおり計算してください。

(法第701条の31第2項)

《 例 》

毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月の15日である場合

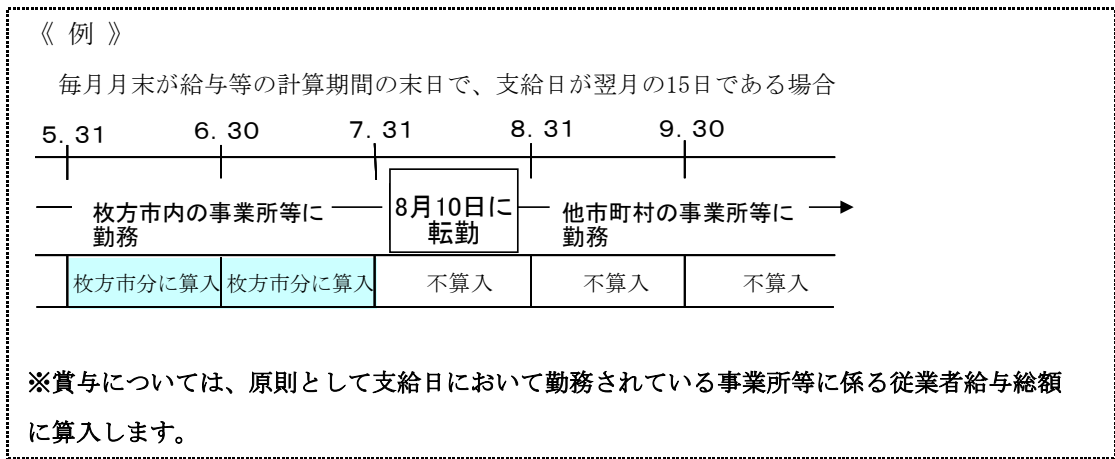


※免税点の判定において、従業者が年齢65歳以上の者に該当するか否かは課税標準の算定期間の末日の年齢で行います。

- ・ 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、枚方市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から枚方市内の事業所等へ転勤した者がある場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算期間の末日によって行ないます。したがって、給与の計算期間の末日に枚方市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に他市町村の事業所等に勤務している場合の当該給与は従業者給与総額に含まれることになります。



(iv) 従業者給与総額の端数処理

課税標準となる従業者給与総額を算定するための従業者給与総額

⇒⇒⇒ **1円未満**の端数金額は切り捨ててください。

課税標準となる従業者給与総額

⇒⇒⇒ **1,000円未満**の端数金額は切り捨ててください。

イ 税率

従業者割の税率は、**従業者給与総額の100分の0.25**です。

ウ 免税点

従業者割は、**枚方市内の各事業所等の従業者の数の合計数**（障害者及び年齢65歳以上の者（いずれも役員を除きます。）並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれますが、課税施設と非課税施設の両方に勤務する者は含まれます。）が**100人以下**の場合には免税点以下となり課税されません。

・免税点の判定日

免税点は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により判断します。したがって、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません。

ただし、従業者数が免税点を超える場合には、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る支払給与等も課税標準に含まれます。

従業員の範囲等一覧表

従業員の区分		免税点の判定における従業員の範囲	課税標準における従業員給与総額の範囲	備考
65歳以上の者(役員を除く)		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含まない	
障害者(役員を除く)		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含まない	
役員	無給の役員	従業員に <u>含まない</u>	—	利益処分としての役員賞与は従業員給与総額には含めません
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の従業員給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
雇用改善助成対象者		従業員に含める	給与等の額の2分の1を従業員給与総額から控除する	
事業専従者		従業員に含める	事業専従者控除額を含め従業員給与総額に含める	
※短時間勤務のパートタイマー		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含める	労働時間が正規従業員の4分の3以下
日々雇用等の臨時の従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
休職中の従業員		給料等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に <u>含まない</u>	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与としてとり扱われている
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業員給与総額に含める	
課税区域外の建築現場事務所へ派遣されている社員		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含まない	出張の場合は含める
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		長期出張の場合は従業員に含める 派遣の場合は従業員に <u>含まない</u>	長期出張の場合は従業員給与総額に含める 派遣の場合は従業員給与総額に含めない	出張と派遣と同様と認められる場合は含めない。
※派遣法に基づく派遣社員		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める	課税区域外(枚方市外)への派遣社員は含めません
保険外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める	
常時船舶の乗務員		従業員に <u>含まない</u>	従業員給与総額に含まない	

※パートタイマーとは

形式的な呼称によるものではなく、勤務の状態によって判定します。

一般的な雇用関係の長短ではなく、通常の勤務時間より相当短時間の勤務(1日の勤務時間が正規従業員の4分の3以下のもの)をすることとして雇用されているものであって、休暇・社会保険・賞与等からみても明らかに正規の従業員とは区別されるものをいいます。

そして、給与等が時間単位で定められていること(時間給)を要します。

※派遣法とは

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

第3 非課税

規定により、事業所税を課税すべきでないものについて非課税措置が講じられています。

非課税には、国、公共法人、公益法人等の法人自体の公共性、公益性から非課税とされる**人的非課税**と、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされる**用途非課税**があります。

(法第701条の34)

詳細については、別表（非課税一覧）のとおりです。

1 主な非課税対象施設

(1) 福利厚生施設

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等からの経営の委託を受けて行う**専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設**が対象になります。

福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、喫茶室、食堂、売店、娯楽教養室、体育館など**事業主が勤労者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないもの**をいいます。

更衣室、浴室、休憩室、仮眠室および宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば、工場などにおける勤労者のための浴場、百貨店など制服着用が義務付けられている事業所等の更衣室）と、専ら勤労者の福利厚生のために設けられる場合が考えられます。その場合、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、事業活動上必要な施設については、福利厚生施設に該当しません。

研修所については、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

【注】 社宅及び社員寮は人の居住の用に供する施設にあたるため事業所税の対象外です。

(2) 路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの）のうち、次のいずれかに該当するものが対象になります。

- ・ 都市計画において定められたもの
- ・ 駐車場法第12条の規定により枚方市に届け出がされたもの
- ・ 一般公共の用に供されるものとして、市長が認めたもの

※ 具体的には次項の施設から概ね**200m**以内の距離に設置されたもの

〔 ◎駅等の交通施設、◎美術館・図書館・博物館等の文化施設、◎都道府県庁・市役所等の公的施設、◎商店街・大型店舗（大型店舗に併設される路外駐車場にあつては他の大型店舗に限る）、◎病院・ホール・スポーツ施設・公園・大学・その他公益上必要な施設 〕

【注】 上記に該当する駐車場のうち、非課税の対象となるのは、時間貸しの部分です。（有料、無料を問いません。）したがって、月極貸しの部分等は非課税に該当しません。

(3) 消防用設備等・防災施設等

非課税の対象となるのは、百貨店・旅館等の不特定多数の者が出入りする特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等に限られます。

一般事務所・倉庫においては、消防用設備及び防火施設等が設置されても対象になりません。
範囲については別表（特定防火対象物の非課税）のとおりです。

2 非課税の判定日

- (1) 課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の末日の現況によります。
- (2) 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等においては、廃止直前に行われていた事業が非課税規定の適用をうける事業かどうかにより判定します。

3 非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同様の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の非課税となる事業所床面積は、当該非課税施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

[例]

C 廊下 200 m ²	
A 課税施設 100m ²	B 非課税施設 120m ²

左図は同一事業所用家屋内に課税施設（A）、非課税施設（B）及び廊下（C）が設けられている例ですが、この場合の非課税床面積は120m²のみで、廊下（C）に係る200m²は（A）、（B）との間の共用部分としてあん分計算の対象にはならず、すべて課税対象となります。

第4 課税標準の特例

地方税法の規定により、事業所税の軽減を図るため課税標準のある一定割合を軽減する特例措置が講じられています。

課税標準の特例には、非課税と同様に人的特例と用途特例があります。

(法第701条の41)

1 課税標準の特例の対象施設

別表（特例対象施設一覧）に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額を控除します。

【注】 事務所とは、事業に関して行なわれる庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的事務を行なう建物をいい、これに付属する物置、炊事場、会議室、金庫等は事務所に含まれます。

2 課税標準の特例の判定日

- (1) 課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の**末日の現況**によります。
- (2) 課税標準の算定期間**の途中で事業所等が廃止された場合には**、廃止の直前に行われた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。
- (3) 従業者割の従業者給与総額の算定においては、特例規定の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が特例控除されます。

3 課税標準の特例適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例規定の適用がある施設とその他の課税施設との間で共用する廊下、階段などがある場合は当該特例対象施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

4 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順位に従い適用します。但し、地方税法第701条の41第1項の表の各号の重複適用は行いません。

適用順位	適用条項
1	地方税法第701条の41第1項
2	地方税法第701条の41第2項
3	地方税法附則第33条

第5 減免

本市では、天災その他特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、事業所税が減免できます。

(条例第151条)

1 減免の対象施設

別表（減免対象施設一覧）に掲げる施設に係る資産割及び従業者割について、その定められた割合を乗じて得た額の範囲で税額についての減免を受けることができます。

(条例施行規則第24条第1項)

2 減免適用の判定日

- ・ 減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の末日の現況によります。
- ・ 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等においては、廃止の直前に行われていた事業が減免規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。
- ・ 従業者割の従業者給与総額の算定においては、減免規定の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が減免されます。

(条例施行規則第24条第2項)

3 申請の手続き

この減免を受けようとする場合は、申請書にその事由を証する書類を添えて**申告期限内**に市長に申請してください。

第6 申告及び納付について

1 申告書の提出者

申告書の提出が必要となる方は、次のとおりです。

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)
(法第701条の46第3項、法第701条の47第3項)

(1) 納付すべき事業所税がある場合

市内で事業を行なう者のうち、市内の事業所床面積（非課税部分を除く。）の合計が、1,000㎡を超える場合又は市内の従業者数（非課税該当者を除く。）の合計が、100人を超える場合は申告が必要です。

なお、納付すべき事業所税額は、申告書の提出期限までに納付していただく必要があります。

(2) 納付すべき事業所税がない場合で次のいずれかに該当する場合

- ・枚方市内に所在する事業所床面積の合計が800㎡を超える場合
- ・枚方市内に所在する事業所の従業者の数の合計が80人を超える場合
- ・前事業年度又は前年度中に事業所税額があった場合

2 申告書の提出期限

(法人) 算定期間の末日から2ヶ月以内

(個人) ・原則として翌年の3月15日まで

- ・年の中途において事業を廃止した場合は、その事業の廃止の日から1ヶ月以内
- ・事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から4ヶ月以内

3 申告書の提出先

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市役所 市民生活部 税務室 市民税課 諸税グループ

代表電話 072-841-1221

直通電話 072-841-1352

4 提出書類

申告書第44号様式及び別表(1~4)、その他添付資料

※ 枚方市で新たに事業所税の申告をされる場合は、建物の平面図も提出してください。

5 その他の申告（事業所の新設と廃止および事業所用家屋の貸付に関する届出）

・法人が事業所を新設または廃止をした場合は、当該新設または廃止の日から2ヶ月以内にその旨を記載した届出が必要です。

・事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付を行うことになった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所用家屋の床面積や、その他必要な事項を記載した『事業所用家屋の貸付状況申告書』を提出してください。

また、上記の申告の内容に異動が生じた場合も同様に申告してください。

(条例第149条)

6 市のホームページからダウンロードできる様式

前年度に申告があった事業者様には、事業年度終了月の翌月に、枚方市から申告書・納付書を郵送していますが、以下の書類につきましては、市のホームページからダウンロードが可能です。

枚方市のホームページトップから

事業所税 ダウンロード

サイト内検索



こちらで検索

ダウンロードできる様式から事業所税を選択してください。

1. 事業所税申告書（第44号様式および別表1～4と各記載要領）PDF EXCEL
2. 事業所税納付書 PDF
3. 事業所税減免申請者 EXCEL
4. 事業に係る事業所税の更正請求書 PDF
5. 事業所用貸付状況申告書 EXCEL

7 決定と期限後申告

申告期限までに申告がない場合は、市長が自ら調査した結果によって申告すべき課税標準額及び税額を決定することがあります。

ただし、申告期限後であっても決定の通知があるまでは申告及び納付をすることができます。

（法第701条の58第2項、法第701条の49第1項）

8 修正申告

提出した申告書等に係る課税標準額又は税額に不足額がある場合は、修正申告書を提出し、その修正により増加した税額を納付していただく必要があります。

（法第701条の49第2項）

※ 期限後申告又は修正申告による税額については、延滞金が発生する場合があります。

9 更正の請求

申告書を提出後、当該申告書に記載した課税標準額又は税額の計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が過大であった場合には、当該申告書に係る法定納期限（当該申告書の提出期限）の翌日から5年を経過する日までの間に限り、その申告に係る課税標準額又は税額について更正をすべき旨の請求をすることができます。

（法第20条の9の3）

※更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年（改正前：1年）に延長されました。
平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する事業年度について適用されます。

10 加算金

過少な申告、期限後の申告等による場合は、事業所税額、延滞金の他に下記の加算金が課されます。

（1）過少申告加算金（法第701条の61第1項）

期限内に申告書の提出した場合において、当該申告税額が過少であるため更正があったとき又は修正申告書の提出があったときは、不足額の10%が課されます。（不足額が一定額を超えた場合は、超えた額に更に5%が加算されます）

(2) 不申告加算金 (法第701条の61第2項、61第3項)

次の場合は、納付すべき税額の15%の不申告加算金が課されます。

- ア 期限後に申告書を提出した場合または市長が税額を決定した場合
- イ 期限後に申告書を提出した場合において、その後修正申告書の提出がされた場合または市長が更正をした場合
- ウ 市長が税額を決定した場合で、その後修正申告が提出された場合または市長が更正をした場合

(不足額が一定額を超えた場合は、超えた額に更に5%が加算されます)

(3) 重加算金 (法第701条の62第1項、62第2項)

過少申告加算金または不申告加算金が課される場合で、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部または一部を隠ぺいまたは仮装し、かつ、その隠ぺいまたは仮装した事実に基づいて、申告書又は修正申告書を提出したときは、過少申告加算金に代えて35%の重加算金が、不申告加算金に代えて40%の重加算金が課されます。

※ 平成28年度の税制改正により、過去5年以内に不申告に基づき不申告加算金又は重加算金を徴収された者が、再び不申告等に基づいて不申告加算金又は重加算金を徴収される場合は、その割合をそれぞれ10%加重する措置が導入されました。(法第701条の61第4項、62第3項)

便利で確実！！ 電子申告のご案内

本市では、事業所税の申告、届出について、電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」をご利用いただけます。利用開始にあたり必要な手続きなど、詳しくはeLTAX（社団法人地方税電子化協議会）ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-081-459